（船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則第四十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第四十四条の四第二項に規定する計算書類をいう。以下この条において同じ。）についての監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類についての監査報告については、なお従前の例による。

（無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

府　令　・　省　令

○内閣府厚生労働省令第三号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び第三項並びに第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条の規定に基づき、並びに労働金庫法を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「正当な理由による」を削る。

第二十七条第三項第二号中「正当な理由による」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別紙様式第一号1．(2)の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第二号の表中「給付補てん備金」を「給付補**塡**備金」に改め、同様式の表記載上の注意1．(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第二号の表中

その他経常収益	×××　を

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

に、「給付補てん備金繰入額」を「給付補**塡**備金繰入額」に、

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

を

負ののれん発生益	×××

に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第二号の表記載上の注意5．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12．において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第五号1．(2)の表記載上の注意4．を次のように改める。

4．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第六号の表記載上の注意1．(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第七号の表中

その他経常収益	×××　を

その他経常収益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××